平成２１年（フ）第１３１号
富山県射水市越の潟町８番８号
債務者　西岡　一成
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１３４号
富山県砺波市宮村300番地１
債務者　小松田誠子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１３６号
富山県砺波市八十歩31番地
債務者　石附　義明
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５９９号
京都市左京区松ケ崎杉ケ海道町５番地の５
債務者　西野　純子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８４６号
京都府宇治市宇治矢落２番地　アドバンテージ宇治504号
債務者　中村　和彦
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９５２号
京都市右京区太秦安井小山町13番地
債務者　井上詔子夫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９６３号
京都市伏見区堀詰町546番地の６　５コーポきたむら102
債務者　柳生　博司
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９７１号
京都市左京区静市市原町468番地
債務者　奥野　宗明
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３２号
京都市南区唐橋経田町39番地　唐橋第２―505号
債務者　山下　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３６号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台４―401号
債務者　中園商事こと　中園　承志
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４４号
京都府相楽郡笠置町大字有市小字向阪16番地
債務者　増田加津子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６４号
京都市右京区西京極中沢町１番地13　サンシティ西京極２番館412
債務者　井上　義雄
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８７号
京都府城陽市富野北垣内37番地の11
債務者　松本　晴夫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
鳥取県鳥取市興南町61番地１　林マンション11号、旧住所鳥取県鳥取市雲山51番地８　メゾニティ岩井201号
債務者　西村　満夫
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７７号
鳥取県鳥取市吉成547番地の11、旧住所岡山県津山市津山口91番地
債務者　八木　　浩
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７９号
鳥取県鳥取市馬場町26番地　本郷邸Ａ、旧住所鳥取県鳥取市気高町宝木1166番地９
債務者　和田　寿男
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８４号
鳥取県鳥取市古海635番地10
債務者　高橋幸太郎
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５０号
広島市安佐南区長束西４丁目10番33号
債務者　谷村　雅幸
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部